

令和2年4月27日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

一般社団法人 日本創傷外科学会  
理事長 山本 有平



「全身麻酔または局所麻酔管理下 創傷外科処置・手術を受ける患者に対する  
新型コロナウイルス核酸検出法の保険適用拡大」に関する要望書

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の特徴として、無症状もしくは軽微な症状の陽性患者が多数存在する事が報道されています。このような不顕性感染患者に全身麻酔または局所麻酔管理下に創傷外科処置・手術を行う事により、新型コロナウイルス感染症による重篤な術後合併症を惹起する可能性があります。

さらに、新型コロナウイルスは血液にも存在することが証明されており、多くの出血が避けられない創傷外科処置・手術において、切開や止血の為に電気メスを頻回に使用する事により、エアロゾルが高率に発生し、医療従事者への飛沫感染のリスクが非常に高まります。

特に、皮膚・皮下組織蜂窩織炎、壊死性軟部組織感染症（壊死性筋膜炎やフルニエ壊疽）、多発顔面外傷、広範囲熱傷などに代表される、緊急性を要する大規模な創傷外科処置・手術を必要とする患者に対して、新型コロナウイルス核酸検出法を処置・手術前のスクリーニング検査として保険適用を認めて頂きたいと存じます。

我が国において医療崩壊を起こさない為に、今、我々ができる事として、是非とも早期に、全身麻酔または局所麻酔管理下 創傷外科処置・手術を受ける患者に対する新型コロナウイルス核酸検出法の保険適用拡大を要望いたします。

何卒宜しくお願い申し上げます。



一般社団法人 日本創傷外科学会  
〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12  
新宿ラムダックスビル 春恒社内  
TEL. 03-5291-6231, FAX. 03-5291-2176  
E-mail: jsswc@shunkosha.com